

作成にあたっての留意事項

1 対象職種

指定基準の人員基準において、資格等が必要とされる職種（申請書に資格者証等の添付が求められている者）及び管理者

例）地域密着型通所介護事業所（管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員）

認知症対応型通所介護事業所（管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員）

小規模多機能型居宅介護事業所（管理者、看護職員、介護支援専門員）

認知症対応型共同生活介護事業所（管理者、計画作成担当者、看護職員）

地域密着型介護老人福祉施設（管理者、医師、生活相談員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、ユニットリーダー）

居宅介護支援事業所（管理者、介護支援専門員）

2 従事予定者の変更

新規指定申請書を提出した後に、従事予定者の変更等が生じた場合は、指定日（予定）までに、勤務形態一覧表、資格者証等と同様に、当該確認票も差し替えが必要となります。

3 この確認票は、新規指定申請に際してのみ必要です。変更届に関しては、不要です。

4 この確認票の様式は、あくまで参考様式であるため、確認票の6つの項目が記載されており、従事予定者の直筆署名があれば、雇用契約書その他の書類の写しでも結構です。また、複数の従事者を一覧にして作成しても構いません。